

税制改正による主な改正点

この度の税制改正で、下記のとおり改正されました。

① 所得税の定率減税が廃止されました。

平成18年分では所得税の10%、12万5千円を限度として控除していましたが、平成19年分からは廃止されました。

② 地震保険料控除が創設されました。

従来の損害保険料控除を廃止し、地震保険料控除が創設されました。

しかし、一定の長期損害保険契約等（平成18年12月31日までに締結した契約）に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象とすることができます。

●所得税の地震保険料の控除額

区 分	年間の支払保険料の合計	控 除 額
(1)地震保険料	5万円以下	支払金額
	5万円超え	5万円
(2)旧長期損害保険料	1万円以下	支払金額
	1万円超え2万円以下	支払金額÷2+5千円
	2万円超え	1万5千円
(1)と(2)の両方がある場合		(1)と(2)それぞれの方法で計算した金額の合計額（控除限度額5万円）

③ 減価償却資産の償却方法が改正されました。

減価償却資産について、平成19年4月1日以後に取得したものと平成19年3月31日以前に取得したものとに区分された上で、次のように改正されました。

●平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産の償却方法

- 改正前の減価償却費の計算における償却可能限度額（取得価額の95%相当額）および残存価額が廃止され、新たな償却方法（定額法・定率法等）により減価償却費を計算することとされました。
- 減価償却資産の取得価額から、各年分の減価償却費の累積額を控除した金額（未償却残高）が1円になるまで償却することとされました。
- 新たな償却方法の計算において適用される定額法の償却率および定率法の償却率等が定められました。

●平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却方法

- 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産の償却方法については、その名称が定額法は旧定額法に、定率法は旧定率法に改められました。計算のしくみは改正前の定額法・定率法等と同じです。
 - 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、各年分において各種所得の金額の計算上、前年未までの減価償却費の累積額が償却可能限度額（取得価額の95%相当額）に達している場合には、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで均等償却することとされました。
- ※(2)の改正は、平成20年分からの適用となりますのでご注意ください。

住宅借入金等特別控除が変わります

税源移譲により所得税が減額になり、控除できる住宅借入金等特別控除額が減る場合があります。

平成18年末までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の町県民税（所得割）から控除できますので、忘れずに申告してください。

Q どういう場合に町県民税の住宅借入金等特別控除の対象になるの？

A 給与所得者については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄にある「住宅借入金等特別控除可能額」が「住宅借入金等特別控除額」より大きい場合に、町県民税の住宅借入金等特別控除の対象となります。

Q 町県民税の住宅借入金等特別控除の金額の計算は？

A 町県民税の住宅借入金等特別控除額は、住宅借入金等特別控除可能額と税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額のどちらか少ない金額から所得税の住宅借入金等特別控除額を差し引いた金額となります。

Q 町県民税の住宅借入金等特別控除の申告書の提出方法は？

A ●所得税の確定申告をされない方

源泉徴収票を添付して、平成20年1月1日にお住まいの市区町村に提出してください。

●所得税の確定申告をされる方

所得税の確定申告書とともに税務署か申告相談会場で提出してください。

※提出期限：平成20年3月17日（月）

申告書の用紙は税務署、役場住民生活課税務室、申告相談会場（申告期間中）にあります。

Q 申告書は今回だけ提出すればいいの？

A 平成20年度以降、町県民税の住宅借入金等特別控除額の適用を受けるためには、毎年申告が必要となりますのでご注意ください。

Q 平成19年以降に入居した場合は？

A 町県民税の住宅借入金等特別控除の適用はありません。

町県民税の住宅借入金等特別控除とは別に、所得税に新たな住宅借入金等特別控除制度の特例（従来の方式である控除期間10年、もしくは控除率を引き下げて控除期間を15年に延長する方式のどちらかを選択）が創設されています。